

家族法制部会第2回会議・議事速報

令和3(2021)年4月27日、法制審議会・家族法制部会の第2回会議が、法務省内で開催された(ウェブ会議システムを併用して開催)。第2回会議時点で、委員24名、幹事13名であり、ほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

前回の第1回会議において、離婚に伴う子の養育に関する問題等について、まずは実態を把握するために幅広いヒアリングを行う必要があるとの意見が出されたことから、第2回会議では、複数の参考人を招き、ヒアリングが実施された。また、議論に資するものとして、関係省庁等から、離婚に関連する実態や国内外の動向等に関する資料が提供された。

参考人ヒアリングでは、合計9名からのヒアリングが行われた(ヒアリング対象者の氏名については、本ホームページに掲載しているが、話題の内容に鑑み、一部については匿名での掲載としている。)

まず、本部会の調査・審議は、父母の離婚を経験する子の立場に立って、子の利益を最優先して行われるものであることから、実際に未成年期に父母の離婚を経験した方々3名から、自身の経験やその際の気持ち等についてのヒアリングが行われた。

次に、子育て世代の立場として、報道関係の有識者から、自身の経験等に基づくヒアリングが行われた。

続いて、未成年の子がいて離婚を経験した当事者として、監護親の立場と非監護親の立場のそれぞれから、各1名のヒアリングが行われた。

さらに、DV被害者支援の現場に携わっている専門家1名と、面会交流や養育費の問題に関する相談支援の現場に携わっている専門家2名からのヒアリングが行われた。

第2回会議では、以上の合計9名のヒアリングが行われ、参考人と委員・幹事との間で活発な質疑応答もなされた。その上で次回の第3回会議でも、異なる立場の参考人からさらにヒアリングを実施することとされた。

以上のヒアリングを行った後、家族法制部会の今後の進め方に関し、委員・幹事によるフリー・ディスカッション形式で、意見交換が行われた。

家族法制部会として検討すべき課題や取り上げる順序、論点の検討に当たって考慮すべき視点、検討のために必要な基礎資料等について、父母の離婚に伴う子の養育の問題を中心に、多くの委員から意見が出された。それらを踏まえ、次回の第3回会議では、上記のとおりヒアリングを引き続き行うとともに、養育費や面会交流の問題を念頭に置きつつ、協議離婚やその後の場面において生ずる問題等について調査・審議を行うこととされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録(日本語)を公開する予定である。